

保障措置検査の実施要領の策定について（案）

令和 2 年 2 月 1 9 日
原子力規制委員会

1. 趣旨

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 8 の 2 の規定に基づいて行う保障措置検査について、実施要領を定める。

2. 経緯

我が国はこれまで、日・IAEA 保障措置協定¹において維持することとされている「国内保障措置制度」の要素である独立の検認の一環として、法第 61 条の 8 の 2 の規定に基づき、IAEA から査察実施の通告等があった工場又は事業所を対象として、原則として IAEA による査察と同時に原子力規制委員会による保障措置検査を実施してきた。

令和元年 5 月 15 日の第 7 回原子力規制委員会において、今年度、IAEA の査察とは別に「施設外の場所」²（以下「LOF」という。）における我が国単独の保障措置検査を試行し、令和 2 年度以降本格的に実施することについて検討することとした。

本年度に実施した 3 件の保障措置検査の試行³の経験も踏まえ、令和 2 年度から LOF についても我が国単独の保障措置検査を実施することとし、併せて、IAEA の査察と同時に実施する保障措置検査を含め実施手続を明確化した保障措置検査の実施要領を別紙 1 のとおり定める。

¹ 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号。以下「協定」という。）

² 施設外の場所（Location Outside Facilities）：国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号。以下「規則」という。）に定める実効値の合計が一に満たない国際規制物資であるプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を扱う場所であって、協定における施設（原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設）及び規則における非原子力利用国際規制物資使用者の工場又は事業所にあたらぬもの。平成 31 年 4 月 1 日時点で 191 か所存在する。

³ 筑波大学アイソトープ環境動態研究センター、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動センター、東北大学 金属材料研究所

3. その他

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号。平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定。）に基づく保障措置室長の専決について、別紙 2 のとおり所要の改正を行う。

4. 今後の予定

令和 2 年 4 月 1 日 施行

(案)

制定 令和 年 月 日 文書番号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領

この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 8 の 2 の規定に基づき国際規制物資使用者等に対し実施する保障措置検査について、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から査察の実施について通告があった工場又は事業所に対して IAEA の査察と同時に実施する保障措置検査（以下「同時保障措置検査」という。）及びあらかじめ策定した計画に従い我が国が単独で実施する保障措置検査（以下「単独保障措置検査」という。）に関し必要な手続を定めることにより、核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）において求められている「国内保障措置制度」の維持を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。

1. 保障措置検査の対象

保障措置検査の対象は、毎年 1 月から 12 月までの 1 年間において、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

加工事業者等（国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 3 第 1 項に規定する加工事業者等をいう。）の工場又は事業所（以下「工場等」という。）のうち、当該 1 年間のうちに査察を実施することについて IAEA から通告があったもの

(2) 単独保障措置検査

加工事業者等の工場等のうち IAEA との間で IAEA の査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されているものであって、3. の単独保障措置検査年間計画において当該 1 年間のうちに検査を受けるべきものとして選定したもの（単独保障措置検査年間計画の策定後 IAEA から査察を実施することについて通告があったものを除く。）

2. 保障措置検査の根拠及び内容

(1) 保障措置検査の根拠

保障措置検査の実施の根拠となる条項は、次の表のとおりである。

法令名	条 項
法	第 61 条の 8 の 2、 第 61 条の 23 の 2、第 61 条の 23 の 7、第 61 条の 23 の 18
規則	第 4 条の 2 の 3～9、 第 4 条の 8、第 4 条の 13、第 4 条の 14 及び第 4 条の 22

(2) 保障措置検査の内容

法第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）及び法第 61 条の 23 の 2 の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置等検査実施機関の保障措置検査員（以下単に「保障措置検査員」という。）は、それぞれ検査の対象となる者の工場等に立ち入り、規則第 4 条の 2 の 3 第 3 項に掲げる事項のうち必要なものを実施する。

3. 単独保障措置検査年間計画の策定

保障措置室長は、前年の年末時点において、加工事業者等の工場等のうち、I A E A との間で I A E A の査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されている工場等から 1 年間に検査を受けるべき工場等を選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計画を策定する。ただし、単独保障措置検査年間計画の策定後 I A E A から査察実施の通告があった工場等については、当該計画から除外するものとする。

4. 保障措置検査の実施時期

保障措置検査の実施時期は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

I A E A からの査察実施の通告による。

(2) 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画による。

5. 保障措置検査の実施の通知

保障措置検査の実施の通知は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時及び実施事項並びに検査

を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。

(2) 単独保障措置検査

検査の対象となる者に対し、検査の実施日の1か月前までに検査の実施日時及び実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。

なお、IAEAからの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨並びに検査の実施日時、実施事項及び検査を行う査察官及び保障措置検査員について、当該検査の対象となる者に改めて通知する。

6. 保障措置検査の実施

保障措置検査に際しては、5. に基づき通知した検査の実施事項について行うほか、状況に応じその他必要な事項を行うものとする。

7. 違反事項の取扱い等

保障措置検査において、国際規制物資の計量及び管理に関する法令（この項において以下単に「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該加工事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認するものとする。当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認める場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずるものとする。

保障措置室長は、当該確認の結果、法令に違反しないと認める場合においても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、原子力規制委員会に報告する。また、原子力規制委員会が必要と認めるときは、当該事業者に対して計量管理規定の変更を命じ、又は当該事項について文書で改善を求める。また、必要に応じその改善の状況について翌年以降の検査で確認する。

8. 保障措置検査結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保障措置室長は、この要領の施行後遅滞なく、施行の日の属する年の単独保障措置検査年間計画を作成するものとする。

3 この要領の施行後最初に行われる単独保障措置検査に係る対象並びに検査を実施する場所及びその時期については、前項の単独保障措置検査年間計画によるものとする。

(案)
改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定））の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則
この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1~182	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1~182	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査(実施に <u>関し必要な事項を委員会が別に定める要領において定めたものに限る。</u>)に関すること。	主管課等の長		否	183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査(<u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u>)に関すること。	主管課等の長		否
184~188	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	184~188	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
189	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書(実施に <u>関し必要な事項を委員会が別に定める要領において定めた保障措置検査に係るものに限る。</u>)の交付及び職員指定に関すること。	主管課等の長		否	189	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付(<u>IAEAの通告に基づくものに限る。</u>)及び職員指定に関すること。	主管課等の長		否

190～ 452	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	190～ 452	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)